

陳情書

陳情の趣旨

1. 「別居・離婚後,子を連れ去り,子を実親と引き離し続ける人権侵害,人身取引,児童虐待」を防止する条例整備
2. 「別居離婚後,子の面会交流支援」に関する条例整備
3. 上記それぞれの国に対する法整備について意見書を提出して頂くための陳情

陳情の事由

1. 我が国では,単独親権制度の基,離婚に伴う子どもの親権・監護権の紛争が必須である。そもそも争いが法制度として整備されている事が法治国家として人権意識の欠落であると言える。その「権利の奪い合い」は,係争を優位に進めるために,婚姻中に他方の親の同意を得ず「子どもの連れ去り別居」行為と,その後の「親子を会わせない引き離し」行為を横行させており後を絶たない。共同親権中の他方の親は,自らの同意なく一方の親に不当に子どもを連れ去られ,身上監護権を奪取されるが人権侵害は照らされない。また裁判においては継続性の原則の下で親権・監護権を奪われ,面会交流が認められず,子どもたちは愛する実親と引き離され,全くの離別状態となってしまう。このような被害者が多数存在し,その実子ロス(喪失)症候群という精神的ダメージの大きさは,人によっては苦しみのあまり自殺してしまう事例も確認されている。自殺すれば十数年の養育費が皆無となり子の利益は侵害されるが,それを係争において一方親の利益の損失としてみれば貧困は監護親の責任として家庭裁判所は子の利益に照らすことはない。子の福祉や利益を最優先とした場合,一方的な子どもの連れ去り・引き離しは,非人道的行為な実子誘拐であることに限らず,子どもは実親ロス症候群によって成長過程で長期間にわたり精神的ダメージを及ぼし,児童の心理的虐待として自閉症スペクトラム・アスペルガー症候群(ASD)に酷似する愛着障害などの後発性 ASD 様症状や成年期注意欠如多動性障害(ADHD)の症状の発症が懸念され,識者が広く発表しており,明らかに児童虐待であると社会的認識に変化がある。欧米先進国では実子であっても「子連れ別居」は「Abduction」であり「別居(separate)」とは訳されない。「連れ去り・誘拐・拉致」という認識である。実子誘拐が児童に精神的ダメージを与える児童虐待としているのに対して,我が国では児童の心的被害を無視して,監護親の利益を衡量することが常態化している。また他方共同親権者の身上監護権を奪取することを親族相盗例(1億円窃盗しても無罪)の性格を持ち,未成年略取誘拐罪は親告罪となり告訴期間は6カ月という短期間です。誘拐は児童の保護事由が無くとも寛容であって,更に係争などは長期化するので,別居ではなく誘拐であると半年以内で判明することなど皆無に等しい。裁判所が監護の継続性を重視するあまり,先に監護を始め,そこから継続する監護を支配権の

管轄的事項として法的に追認していることから生じている。児童の意見表明権は「浮動的」や「年齢的」という相場観で評価されない。あくまでも連れ去り親の実質的支配権であり、共同親権者の支配権が喪失する訳ではないが照らされず、児童の自由意思すら無視されて実親ロスに陥るのであって、それは明らかに児童の人権侵害であり児童福祉法から照らされなければならないはずである。

殊更、婚姻費用分担金は「別居前の生活になるべく近い監護環境を作る」ためという大義のもと扶養義務として義務化されている。面会交流は本来、子が両親から愛情と養育を受け続ける権利があつて、それは親権者の扶養義務として民法766条改正により当然に照らされるはずであるが裁判所は児童の返還が親の紛争に巻き込むという理由から面会交流を早急には決定しない。本来この児童の権利も、児童の権利条約から尊重されるべきであり「別居前の生活になるべく近い監護環境を作る事」が子どもの健全な発達にとって好ましく、長期的に「子ども最善の利益」に資することとなる。婚姻費用分担金や養育費を支払う親も、養育の実感を失う事が無ければ、費用を支払う義務感を失う事は予防できるのであつて、明らかに子の福祉と利益に添っている。つまり面会交流は写真を一方的に送る、或いは1~2か月に1度だけ、面会時間は1~2時間程度でよいなどといった適当とは言えない相場観の判断は、児童の基本的な人権、或いは幸福追求権に照らせば明らかに違憲判断である。従つて、下記事項を市議会は条例整備すべきであり、その為に議論すべきであるし、国に対しては強く働きかけて頂く事を要望する。

記

イ、子どもの連れ去りの禁止

同意なく子どもを連れ去つた場合に、子どもを速やかに元の監護場所に戻し、養育について話し合うこと。子どもを速やかに元の監護場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。（※児童虐待やDV等の事情がある場合等には、特別な配慮がされなければならない。但し、保護命令の推認回避に限る場合は、試行的面会交流における調査報告等で子との親和性を照らし、親和が見られる場合はその限りではない。）

ロ、面会交流の拡充

平成30年1月12日の伊丹市の祖母による児童虐待と虐待を共謀した母親の事件からも、監護者や監護協力者だけでは児童虐待を抑止できない事が明らかである。養父母などによる虐待や殺害も後を絶たない。児童虐待防止の観点からも親子が離れて暮らしている場合には、面会交流の子の権利性を明確化し、子と実親との親和性の上で、実親に愛される権利や子の意見表明権を尊重し、頻繁かつ継続的に離れて暮らす子が、実親に会えることとすること。

ハ、フレンドリー・ペアレント・ルールの導入

面会交流を不履行した債務者に対し、債権者が間接強制して債務者が賠償しても、結果とし

て支払った後も子を会わせない。つまり現行法に面会交流の強制力がなく、子が実親に会えるものを確約するものではないのである。つまり面会拒否する親は、人権侵害の感覚が欠落している。損害賠償しても会わせないケースが往々に発覚しているが、その児童の拘束、依存性や心的抑圧は大きく照らされていない。つまり2カ月に1回の不履行より、1年に100日という不履行を、損害の大きさと養育の実感に照らせば、不履行防止の観点からも「フレンドリー・ペアレント・ルール：寛容性(友好親)原則」の導入は有効である。主たる養育親の決定は共同親権制度の各国で標準化されているフレンドリー・ペアレント(他方の親により多くの頻度で子を会わせる親)ルールなど子の福祉や人権である面会交流に、より友好に取り組む親が優位に衡量されるものとする。婚姻費用分担金或いは養育費の支払う感は養育の実感に比例して当然であり、面会交流が多ければ多いほど、支払う側も義務感が生じるのである。

二、面会交流と養育費または婚姻費用分担金を並行して取り決める

子どもと離れて暮らす実親との面会・養育及び婚姻費用分担金などは並行して取り決めること。婚姻費用分担金や養育費に偏らせて早急に決め、面会交流の不履行を引き延ばすことが日本の司法制度であるが、子の返還を妨害する奪い合いであって、それこそが子を紛争に巻き込んでいる。緊急性があるのは婚姻費用分担金や養育費だけではなく、引き離しによる児童の実親ロス症候群であり精神的ダメージを防ぐことでもある。児童虐待防止法を照らせば1%であっても緊急回避すべき精神的虐待である。今の家庭裁判所の運用は児童の人権を歪めている。児童福祉法に照らせば児童の人権は社会が守るべき福祉や人権であって、婚姻費用分担金や養育費、そして面会交流は義務化(特段の事情が無い場合)し、養育計画の作成義務化、共同養育計画の作成を離婚時の義務とし、離婚の成立要件とすること。

2. 前項に重複するが、我が国では離婚後、どちらか一方親だけが親権者となる単独親権制度を採用している。しかし、この制度が離婚時に子ども的人身と人権の奪い合いを必須事項としているのであって、紛争を激化させ、「子どもの連れ去り」や「親子の引き離し」という生き別れの「離別実子ロス」が非監護親にとって「死別ロス」より大きいグリーフ(悲嘆)を受ける悲劇を生んでいることは真摯に受け止めるべきである。アメリカや中国など児童の権利先進諸国は全て、離婚後の共同親権制度を導入しており、離婚後も両方の親と積極的に頻繁な関わりを維持することが子どもの最善の利益に合うことを子の福祉に対する認識の標準モラルティとしている。これを阻害することは実親ロスによる子どもの精神的ダメージを大人以上に懸念すべきであるが、ドイツでは「基本的人権の侵害(特段の事情なく単独親権とすることは憲法違反との連邦最高裁判例がある。)である」という考え方を採用している。又、「親権」という親の権利的側面を強調した概念は廃止され、イギリスでは「親責任」、ドイツでは「親の配慮」という概念が採用され、この概念に沿った法整備がなされ、支援政策、プログラムも充実している。

これらの児童の権利先進諸外国であっても、実質的な監護や教育方針等をめぐっては、より紛争が激化することが懸念されていた。しかし我が国の家庭裁判所同様、親の紛争と子の福祉や

利益は選り分けられ、子の利益と親の利益を衡量するより、そもそも児童の人権は尊重するものとしている。ドイツ国民の認知も、自分たちの争いとは別個のものとして教育されることで、子のことを真剣に考え協議するようになり、離婚後の親と子ども、元夫婦間の関係の良化というプラスの変化をもたらしたことが報告されている。

我が国において、離婚後の単独親権を規定している民法 819 条は、1947 年の制定以来 60 年を経た今日まで抜本的改正が一度もなされていないが、戦後の父子優先から母子優先となり、母子は母性へ、そして現在は母性優先の原則さえ改廃し、監護の継続性のみが優位であるとして明文化されていない慣例は変貌し児童の成長に不可欠な父子原理や母子原理が蔑にされ、近年の社会状況に全く整合しないばかりか、国際的情勢からも非常に立ち遅れたものとなっています。面接交渉は人質交渉の性格から民法 766 条改正により親の利益ではなく、子の福祉を照らすよう、面会交流が児童の福祉であることを周知させた。人身取引の性格は排除されたはずである。そして昨年、児童福祉法が改正され、ようやく児童は人権を尊重され、児童は社会に守られる権利を有するとした。つまりこの少子化の世事に児童の人権は国益の性格を持つこととなったのであるが、司法は急に軌道修正できず、子が実親と引き離され続け、人身取引は横行し、児童が精神的ダメージを受けている実態を把握し、また実感しながらも黙認している。

現在の調停・審判等の裁判実務において、親子を引き離しの中で児童の人身を拘束し、「親権」「監護権」「婚姻費用分担金」「養育費」などを取引する面接交渉(人身取引)が未だ定着している。これは子の人身と人権が私物化され、人権が侵害されている。監護親と非監護親が単同親権制度上争わざるを得ないが、争えば双方に信頼関係が構築されていないとの事で、一方的に写真を送るといった間接面会交流が審判される事も多く、それは外務省が公開している「交流(contact)」という性格は無視され、子は引き離された母親(父親)の温もりを感じる事が出来ない。極めて限定的にしか認められておらず、子の福祉に資するには全く貧弱なものであると云わざるを得ない。他方親に写真を送っても、子が実親と交流は実っておらず、児童の権利から鑑みても子の福祉に添っているなど言えないのである。交流は世界でも「contact」と明記されており「ふれあい」である。更に面会交流は現行法の審判での決定、調停での合意に実質的な強制力がないため、全く無視され、長期に渡って子どもに会えないという事例が多発し、改正民法 766 条で明文化されていても無視されているのであって、弱い権利として簡単に裁判で否定されてしまう。

神戸家庭裁判の播磨俊和所長はホームページで「家庭裁判所は、近年における社会状況の変化や価値観の多様化を受けて、いくつもの課題を抱えており、これに適切に対処することが求められています。」と述べている。里親を含め、多様な親子や家族のあり方が模索される中で、これ以上、子どもが親同士の紛争によって大きな精神的ダメージを負い、犠牲者となることは避けねばならないはずである。離婚は婚姻関係の破綻であって、親子の親和関係の破綻ではない。国民の権利として、離婚後も親子が安心して継続的幸福関係を持てるよう、民法 819 条及び関係

各法は、今まさに抜本的に見直されるべきであり、共同親権、共同養育が採用されるべきであろう。そこには面会交流の法制化が含まれる可能性もあるが、しかし法整備と現行法上の履行と社会的支援は別物であり、下記事項を市議会でもこの問題を条例整備の為に議論すべきであるし、国に対しては強く働きかけて頂きたい。

記

ホ、離婚後の子どもの福祉に資するため、人身取引の性格を持つ面接交渉の絶対的禁止の法制化を含め、民法 819 条及び関係、各法を抜本的に見直し、共同親権ないし共同養育制度を採用すること、また「児童の権利条約」や「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」、「ジュネーブ条約」など条約の批准を遵守する事。

ハ、面会交流支援の条例整備を児童の権利条約と児童福祉法に基づき、社会福祉として自治体の義務責任を明確にする事。

総括

以上イからハまで、本市議会は明石市などの条例に類推する条例を整備し、速やかに社会の人権インフラを整備し子の福祉と人権尊重を実現すること。また国に対し、離婚や別居による人身取引や悲惨な親子関係の離別状態を、解消及び防止するため、上記の事項を盛り込む条例整備の協議と、地方自治法第99条の規定により国及び関係各機関に意見書を提出して頂くよう要望する為、ここに陳情いたします。

平成 30 年 4 月 24 日

大 西 研 榊 研 例

住所 神戸市中央区船場海岸通
氏名 伊藤 俊 博 4-4-3-501

兵庫県川西市火打2-16-23

一般財団法人 国際福祉人権研究財団

代表理事

伊藤 俊 博